

人材紹介基本契約書（抜粋）

第4条（紹介手数料の支払い及び時期）

- (1) 甲は、乙が紹介した丙を採用し入社に至った場合、人材紹介に対する報酬（以下、紹介手数料という）を乙に支払う。また、乙が丙を甲に紹介するに至る過程で特別な費用を要する場合は、乙は甲に事前に連絡を行い、その費用負担については、甲乙協議の上決定するものとする。
- (2) 紹介手数料は、甲が丙に支払う推定年収（注）の30%相当額（消費税別途）とする。

注：推定年収の定義

採用決定者に明示した月額給与（時間外手当、通勤手当を除く算定可能な諸手当を含む）
×12ヶ月＋前年度実績により算出した想定賞与額

- (3) 紹介手数料の支払時期は、原則として丙の入社日より2ヶ月以内とし、甲がこれを遅延した場合には、甲は、乙に対して、年14%の割合による遅延損害金も併せて支払うものとする。乙は甲に対し丙の入社日に請求書を発行し、甲は乙の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。
- (4) 乙が甲へ紹介した丙について、甲が丙を一旦不採用決定した後に、甲が丙を甲と丙の最初の面接日より6ヶ月以内に採用したときは如何なる理由の採用であっても乙からの人材紹介とみなし、紹介手数料の支払い義務が発生するものとする。
- (5) 乙が甲へ紹介した丙が、入社後に発症した病気を原因とする退職、事故等による死亡退職、専ら甲の責めに帰すべき理由により退職に至った場合の紹介手数料については、前項の規定により支払うものとし、当該退職により紹介手数料の支払い債務は消滅しないものとする。
- (6) 乙が甲へ紹介した丙が、入社後に発症した病気を原因とする退職、事故等による死亡退職等を除いた専ら丙の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、乙が受領した紹介手数料のうち、次の割合を甲に返戻するものとする。返戻は、原則として丙の退職日より2週間以内とする。

入社後1ヶ月以内に退職した場合	80 %
入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合	50 %

なお、甲の継続依頼があれば、乙は引き続き誠意を持って新たに人材紹介を行うものとする。但し、退職した人材の個別契約は引き継がないものとする。